



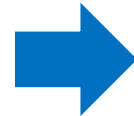
適切な森林整備の取組

かん

林野庁では、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の維持・増進を目的に、対象森林に応じた以下の2つの方針に基づき、造林や間伐等の森林整備への支援を行っています（森林整備事業）。

資源が充実しつつある人工林では、

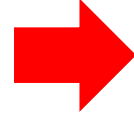
施業の低コスト化の推進により
森林所有者等による適切な森林整備を推進



- ・ 面的なまとまりをもって計画的な間伐等を行うための森林経営計画を作成
- ・ 同計画を作成した森林を対象に、主伐後の再造林、間伐等の森林施業を支援
- ・ これらの森林施業の実施に合わせて行う森林作業道整備や鳥獣害防止対策を支援
- ・ 森林施業や木材運搬等の効率化に必要な基盤としての林道等の整備を支援

条件不利地や気象害等の被害森林では、

公的な関与による森林整備の推進
（セーフティネット）



- ・ 自然条件等の理由により更新が困難な森林で地方公共団体が行う人工造林を支援
- ・ 気象害等による被害森林の復旧を支援
- ・ 重要インフラ施設周辺の森林の整備を支援

